

# 視点

## 母体保護法指定医師研修会について



福島県医師会常任理事

本多 静香

### \*はじめに

平成26年から母体保護法指定医師の新規指定取得および指定医師更新の際には、母体保護法指定医師研修会（以下研修会）の参加証の提出が義務づけられた。これは福島県母体保護法指定医師審査委員会（平成26年5月22日）において指定医師指定基準について協議がなされ、母体保護法指定医師審査規則の改定（平成26年5月28日の県医師会常任理事会にて決定）に伴うものである。

これに至るまでの経緯と今回の研修会について検討した。

### \*簡単な経緯

- (1) 公益法人制度改革により、現存の公益法人は平成20年12月から平成25年11月末日までに「一般社団法人」か「公益社団法人」への移行が定められた。
- (2) 母体保護法は、都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定する医師が人工妊娠中絶を行なうことができることと改正された。
- (3) その結果、一般社団法人に移行した都道

- 府県医師会は指定権を失うという問題が生じた。（福島県医師会は一般社団法人へ移行）
- (4) 日本医師会にとり看過しがたい問題として日医内に平成22年8月「母体保護法指定医師の指定権に関する検討小委員会」を設置。
  - (5) 種々の働きかけの結果、平成23年6月17日に母体保護法の一部改正が成立し、指定医師を指定する医師会の特例により、一般社団法人に移行した都道府県医師会にも指定権が付与されることになった。
  - (6) 母体保護法改正にあたっては一層の公正性や公明性が求められること、また精神保健指定医の指定や更新研修が厳格な条件が設定（表1）されているのに対して母体保護法指定医師に対する研修においては、カリキュラムや時間数等が全国的に統一されていない状況を踏まえ、日本医師会内に「母体保護法等に関する検討委員会」を設置し、具体的対策を検討した結果「母体保護法指定医師の指定基準」モデルが平成25年4月16日日本医師会常任理事会にて承認され各都道府県に通知された。

- (7) 細則の改定のなかで、指定の新規指定・更新を申請するものは、母体保護法指定医師研修会の受講が義務化された。
- (8) 留意事項として、「コアカリキュラム」として①生命倫理に関するもの、②母体保護法の趣旨と適正な運用に関するもの、③医療安全・救急処置に関するものを含み、研修会はおおむね3時間で、うち「コアカリキュラム」は2時間程度を目安とすることとなった。

**\* 福島県での母体保護法指定医師研修会**

平成25年12月7日日本医師会館で開催された「家族計画・母体保護法指導者講習会」において『改正母体保護法下の研修会のあり方』が示され、平成26年5月28日の福島県医師会常任理事会にて新しい母体保護法指定医師審査規則ならびに審査規則施行細則が承認された。

指定更新が10月であり短期間中に研修会を実施しなければならず、当初は福島市と郡山市の2地区で行う予定であったが、日程的に受講できない可能性やなるべく地域間の不公平が無いよう8月にはいわき市においても開催した。会津の先生からも要望があげられたが、実施できませんでした。

「コアカリキュラム」を2時間講演するにあたっては、かなりハードになると恐れ心配

しましたが郡山市開催時には白須和裕先生(日医母体保護法等に関する検討委員会委員)、福島市では五味淵秀人先生(日本産婦人科医会幹事長)、いわき市では今村定臣先生(日医常任理事)に快諾していただきました。

さらに東北医師会連合会理事・代表者会議において、東北各県医師会員は東北各県医師会主催の研修会の受講が可能になり、また、都道府県医師会間においても事前の十分な協議・調整により他県での研修も可能になったため、山形県・宮城県・岩手県・茨城県での研修会開催についても案内し、今回の研修会は終了した。

**\* 今後の課題**

指定医師の更新は2年とされているため、2年間の間に必ず研修会を受講しなければならない。2年はあつという間である。産科医は予定が覆される可能性があるため、できるだけ多くの研修会受講機会を設けなければならない。当県における早めの対応と、他県との連携を速やかに行うことが重要である。

「コアカリキュラム」については、母体保護法指定医師として2年に一度再確認する事柄とホットな内容も取り入れていく必要があると思われる。今回全国で行われた研修会の内容を日本医師会でまとめていただき、今後の参考にしたいと考えている。

〈表1〉精神保健指定医の指定・更新研修の実際

科 目	時間数 (新規指定)	時間数 (5年毎の更新)
○精神保健福祉法及び障害者自立支援法並びに精神保健福祉行政論 ○精神障害者の医療に関する法令及び実務 ○精神障害者の人権に関する法令	8時間	3時間
○精神医学	4時間	—
○精神障害者の社会復帰及び精神障害者福祉	2時間	1時間
○精神障害者の医療に関する事例研究	4時間	3時間
合 計	18時間 (3日間)	7時間 (1日間)